

総力取材! 長崎市長銃殺犯 3人の元妻と「夜の森」

週刊朝日

米「格差」社会が追い詰めた
銃乱射 チョ・スンヒ妻が
書いた「殺人物語」入手!

元宝塚女優と「不倫」
一流企業社長の素顔

統一教会も無断使用?
江原啓之の「大迷惑」

東国原知事宅お泊まり
美人記者の異動先

5|4|11

合併増大号
2007
350円

三笠宮家のプリンセス激撮

ディズニー♥極秘デートと
米国「お二人さま」旅行

債権回収対象の「名湯旅館」 割引料金で 宿泊、飲食… 整理回収機構の「常識」

公的使命を負った「整理回収機構」(RCC)職員。そして、RCCが破産を申し立てた旅館の破産管財人に選任された弁護士。選任したのは裁判所である。そういった面々が名湯・川治温泉の、その老舗旅館でしたことは……。ジャーナリスト 時任兼作+本誌・佐藤秀男、中村裕

非常識な話である。
まずは証言を聞く。
「RCCの職員らが、自ら債権を買い取った温泉旅館に宿泊し、温泉に入

ったり、ビールやウイスキーを飲んだりしていました。しかも、宿泊料金や酒代は割引料金で済ませてしまう。こんなことが許されるのでしょうか。これがRCCがやるべきことなのでしょうか」

こう証言したのは、栃木県日光市にある名湯・川治温泉の「柏屋ホテル」の関係者である。

柏屋は、1926年に創業した川治温泉で最大級の老舗の旅館だ。90年代に地元の足利銀行から融資を受け、新館を建てるなど経営規模を拡張したが、バブル崩壊で経営が悪化し、05年には19億円の債務超過に陥った。

その後、足利銀行も経営が破綻し、RCCにその債権を譲渡した。RCCは柏屋側と再建に向けた話し合いを行うが、自力での再建が困難と判断するに至り、今年2月15日に宇都宮地裁に破産を申請した。

現在は地裁が選任した破産管財人のもとで、事業譲

渡先を探しながら営業を続けている。

ご存じのように、RCCは破綻した金融機関などから債権を買い取り、より効率的な回収を行う目的で99年に設立された「預金保険機構」100%出資の子会社である。預金保険機構といえば、金融機関が破綻した場合に備え、預金の保護や業務の継承などに当たる機関。その公益性ゆえに国からの出資も受けている政府系法人なのだ。つまり、RCCは民間会社とはいえ、その公共性が著しく問われる存在といえる。

それだけに、RCCを見る世間の目は厳しい。実際、02年には、その前身である住宅金融債権管理機構の初代社長を務めた「平成の鬼平」こと中坊公平氏(当時弁護士)が不適切な債権回収を行ったとして詐欺容疑で告発された。03年、同氏は、弁護士廃業を表明したことなどから、起訴猶予処分になったことは記憶に新しい。

今回の問題は、裁判所から柏屋ホテルへの破産手続きの開始決定が下った2月21日に発生した。

同日昼ごろ、RCC宇都宮支店の副支店長や調査役など6人が、破産管財人の弁護士やその補助者らとともに、総勢約20人で柏屋を訪れた。経理資料をはじめとした帳簿類の調査のためとされる。

ところが、である。柏屋の別の関係者は、当日の様子をこう証言する。「夕方ころになって、急に(宿泊用の)部屋を用意してほしいと言いだしたんです。必要な書類はすべて事務所に置いて作業に協力し

てましたし、仕事が終われば当然、帰ると思ったのですが。結局、急遽、入ってきたフリー客という扱いにして5部屋を用意し、大慌てで食事や宴会場、接待さんの手配をしたんです」

接待係の女性は、こう振り返る。「急だったので普段と違う料理を用意したんです。しかも、お刺身、しゃぶしゃぶ、煮物、酢の物……とフルコース。その料理の説明を急いで覚えたり、あの日には本当に汗ダラダラでした。時間がルーズだったのにも困りましたね。通常、団体さんの場合はみなさん一緒にの時間に食事をお願いす

るのですが、あの方たちは8時から何人、8時半から何人という言い方で、しかも時間に遅れてお見えになったの……」

浴衣姿でくつろぐほかの客のなかで、女性1人を含む一行の背広姿は人目を引いた。しかも、アルコールにも手をつけず。もつとも「食事後は浴衣に着替えて温泉に入っていましたよ。こ

一行は、部屋の冷蔵庫のビール計10本に水割りウイスキーも飲んでいきます(先のホテル関係者) さらに、RCC職員らは翌日のチェックアウト時に信じがたい行動に出た。

本来、職員たちが泊まった部屋の宿泊料金は、入湯税と消費税込みで1人あたり1万6950円なのに対し、1人1万円ずつしか支払わなかったというのだ。チェックアウトに立ち会った従業員が、証言する。

1万円の宿泊費は遠方から来て、やむを得ず泊まる取引業者にごく例外的に適用しているものなのに」

要するに、RCCの職員は、裁判所の権威に戸惑うホテル側が割引価格を提示したのをいいことに、正規料金を払わずに済ませてしまったのだ。

不可解な点はまだある。「RCCあてに領収書を発行しようとしたら、なぜか個人名で切るように言われました」(先の従業員)

「だが、これはいったいどうしたことが。実際、RCCの内規には、「当社は、(中略)金融機関等の破綻処理における国民負担の最小化を実現する公的使命を負った組織」と明記されている。倫理規定もある。そこには、

「役員と利害関係者との関係における規律は、別表のとおりとする」とあり、別表には、「利害関係者が運営している施設の利用」との項目が設けられ、「宿泊施設(債権回収に関する利害関係者で担当である場合)×(債権回収に関する利害関係者でその他の場合)×」

と原則禁止としている。しかも、取引先などの利害関係者の場合でも、「正規料金で利用する」ことを条件としている。そして、もちろん利害関係者とは、



利害関係者との関係を律したRCCの倫理規定からの抜粋(左ページ)となぜか個人名で切らせた領収書の控え(右ページ)

| 項目 | 内容 | 備考 |
|----|--|----|
| 1 | 債権者による債権回収の目的は、債権の回収にあり、債権者の利益を追求するものではない。 | |
| 2 | 債権者の債権回収の目的は、債権の回収にあり、債権者の利益を追求するものではない。 | |
| 3 | 債権者の債権回収の目的は、債権の回収にあり、債権者の利益を追求するものではない。 | |
| 4 | 債権者の債権回収の目的は、債権の回収にあり、債権者の利益を追求するものではない。 | |
| 5 | 債権者の債権回収の目的は、債権の回収にあり、債権者の利益を追求するものではない。 | |
| 6 | 債権者の債権回収の目的は、債権の回収にあり、債権者の利益を追求するものではない。 | |
| 7 | 債権者の債権回収の目的は、債権の回収にあり、債権者の利益を追求するものではない。 | |
| 8 | 債権者の債権回収の目的は、債権の回収にあり、債権者の利益を追求するものではない。 | |
| 9 | 債権者の債権回収の目的は、債権の回収にあり、債権者の利益を追求するものではない。 | |
| 10 | 債権者の債権回収の目的は、債権の回収にあり、債権者の利益を追求するものではない。 | |

された規定はないものの、規程の策定にかかわった弁護士は、こう指摘する。

「管財人として最も気をつけるべきは手続きの公平性と透明性だ。特定の債権者に偏るような行為は断固、避けなければならない」

旅館などの再生手続きに通じる弁護士の一ひとりも、「特定の債権者を管財業務に優先させるのは公平性に欠ける。また、再生対象の旅館などに普通は泊まらな

いもの。利益供与を疑われかねないからだ」と、50以上にものぼる債権者がいる中、6人もものRCC職員を管財業務に優先させたことに首をかき上げる。旅館の代理人を務める久米修司弁護士はRCC職員らの行為について、「あくまで管財人から要請を受けて泊まったと言うのかもかもしれないが、要請を受けた時点で倫理規定の問題を管財人とよく話し合うべき。しかも割引料金で宿泊したのは軽率な行為だった」と厳しく批判する。

倫理規定適用外で「正当」と主張

さて、今回の宿泊行為を当事者たちはどう考え、どう説明するのか。RCCおよび破産管財人にたざした。まずはRCC。

「管財人の補助者として宿泊したものであり、倫理規定の適用外。正当な行為。事前にチーフコンプライアンス・オフィサーの了解も得ている」

宿泊や酒代を割引料金としたこともすべて、「正当」と主張するのだった。管財人の弁護士は、自らの宿泊は否定し、RCCの倫理規定は知らないとしたうえで、こう答える。

「宿泊は、破産管財業務の補助者としての業務を行うために必要なもので、旅館のサービスの提供を受けているという性格のものではありません」

「宿泊は、破産者のホテル以外では意味をなさず、あるいは、夜遅くなったため、泊費用は管財人が払うべき

その確保が困難であったためのものです」

割引料金で泊まったことや個人名で領収書を切らせたとについても、「会社としての整理回収機構でなく、個人として管財人を補助してもらったもので、(1万円の料金も)実費相当という観点から合理的な金額でした」

と、何ら問題がないことを強調した。

だが、前述のとおりこの日は平日。しかも、RCCは本誌の取材に対し、領収書をRCCで精算していることを認めている。RCCとしての業務ではないのか。他方、「補助者」と言うならば、なぜRCCが負担するのか、理解に苦しむ。

RCC、管財人の両者の発言は、矛盾していないのか。かねてサービサー(債権回収専門会社)の問題点を追及する椎名麻紗枝弁護士は、こう指摘する。

「RCC職員が破産管財業務の補助者というなら、宿泊費用は管財人が払うべき

だ。RCC側が払うのはおかしいし、社として払っておきながら倫理規定に触れないというのも変です」

補助者の宿泊人数が延べ140人以上と、異常に多い点も問題視するのだった。

一方、立法の場からサービサー問題に取り組む民主党の前田雄吉議員は、RCCの存在意義を問う。

「今回の行為は、国民負担の最小化と債権の最大回収という公的使命を負ったRCC本旨から大きく逸脱している。債権者という優越的な立場を利用した驕りすら感じられ、社会通念からいっても到底認められない。サービサーの問題点が顕在化しつつあるなか、RCCは原点に立ち返って自らの姿勢を正すべきではないか。公益性が問われるようなことを続けるならば、すでに役割を終えたと言われても仕方がない」

「李下に冠をたださず」とも言えようが、さて、公益の受益者たる国民はどう見るか。

となつているのである。

普通に読めば、RCCの役員が利害関係者(この場合、債務者である柏屋)の運営する宿泊施設を利用することは「法度だ。よしんば、宿泊可能としても正規料金を払うべしとなろう」

一方、RCCと連携して債権回収に当たる弁護士も、当然ながら厳しい倫理が求められる。

日本弁護士連合会が作成した「職務基本規程」には、破産管財人としての弁護士は、振る舞いについて明文化